

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

10 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	楠葉取水場受変電所屋根補修他緊急工事	防水工事	枚方市楠葉中之芝1-2-1	(株)タツミ防水技研 代表取締役 西岡 純一	10,692,000	平成30年10月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	K8	—
2	柴島浄水場第1受変電所屋根補修その他緊急工事	屋根工事	東淀川区柴島1-3-14他	(株)誠和ルーフ 代表取締役 西村 幸敏	5,648,400	平成30年10月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	K8	—
3	柴島浄水場下系現場事務所解体撤去緊急工事	解体工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14	学建工業(株) 代表取締役 林 静雄	4,646,700	平成30年10月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	K8	—
4	庭窪浄水場活性炭倉庫解体撤去緊急工事	解体工事	守口市淀江町11-31	(株)昇和 代表取締役 佐藤 昇	4,127,220	平成30年10月30日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	K8	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場受変電所屋根補修他緊急工事

2 契約の相手方

(株)タツミ防水技研

3 随意契約理由

平成 30 年 9 月 4 日の午後に近畿地方へ上陸した、台風 21 号の暴風（大阪府枚方市で最大瞬間風速 40.2m/s）により、楠葉取水場受変電所の屋根スレート材の一部が剥がれ、近隣の住宅や周辺道路に飛散し、家屋等に突き刺さったり、窓ガラスや樋の破損、カーポートの屋根の破損、車輛のフロントガラスやボンネットの破損等の被害を与えている。

屋根スレート材がさらに剥がれて飛散する恐れや、建物内に漏水する可能性があるため、当局によりビニルシートで応急措置を施したところである。

しかしながら、屋根スレート材の剥がれにより、屋根本来の防水・耐風といった性能が低下していることから、今後強風や突風によりビニルシートがめくれ、屋根スレート材がさらに剥がれて、再び近隣の住宅へ飛散し住民の生命や財産に更なる被害を及ぼす恐れがあり、台風通過日より近隣住民からも受変電所の屋根スレート材の全てを早急に撤去し住民の安全を確保するべきとの強い要望を受けていることから、早急な対応が必要となっている。

併せて、飛散したスレート材が近隣の住宅の壁や屋根に刺さったり、屋根に載ったままのものがあり、これらが強風や突風により再び飛散し、前述と同様の更なる被害を及ぼす恐れがあり、近隣住民から早急な回収を求められていることから、こちらも早急な対応が必要となっている。

また、屋根が破損した受変電所は、場内のプラント設備へ送電しているため、万一建物内への漏水等により停電事故が発生した場合、取水ポンプの停止により、浄水場の水処理ができなくなり、大阪市民のライフラインである水の安定供給について大きな影響を及ぼすことを懸念している。

加えて、場内の取水ポンプ場の天井にあるトップライトが破損し飛散しており、現在はビニルシートで仮に覆っているが、その下にある電気設備に漏水等があった場合に、先述と同様に水処理ができなくなるため、早急かつ確実に、トップライト跡の開口部を閉塞する対応が必要となっている。

今回の台風による屋根スレート材の飛散の被害を受けた住民から、早期の対応だけでなく、修理方法についても、単に屋根スレート材を元に戻すのではなく、二度と飛散しない方法での施工を行い、安心して生活できる状態にして欲しいとの強い要望がなされている。一般的な屋根材としては、主として、今回飛散した屋根スレート材のほか、シートを接着して屋根を覆う合成高分子系ルーフィング防水があり、どちらも 10 年保証がなされ品質に差がなく、また、金額も同程度となっている。これらの材料の使い分けとしては、屋根の形状が勾配屋根のものは屋根スレート材が、陸屋根（屋上に出る事ができるタイプの屋根）のものは合成高分子系ルーフィング防水が多く、多くの建物（民間建築物を含む）で使用されていることから、当該受変電所を設計した際に、住環境に少しでもなじむよう、周囲の住宅との外観の意匠面を検討した結果、勾配屋根を採用し、その部材として同じく意匠面から屋根スレート材を採用した。今回においては、周辺住民の安全に対する強い要望が示されているため、意匠面よりも要望を重視し、合成高分子系ルーフィング防水を施工することとする。なお、近隣住民にもその工法で対応することについて説明し理解を得ている。

また、トップライト跡の開口部については、今後の安全面を考慮し、開口部を防水工事で閉塞することとし、近隣の住宅の壁や屋根に刺さったり、屋根に載ったままのスレート材の回収とその回収後の壁等の破損部分へのシーリングによる応急的な防水措置も実施する。

今回の事案については、上記のとおり、再度の住民被害を防止するとともに、水処理に影響することを防ぐために、一刻も早く復旧する必要があることから、「急施工事等の範囲及び契約事

務取扱要綱（昭和 39 年 9 月 28 日局長決）」の「1(4) 災害時における対応のため、緊急に発注する必要があるもの」に該当すると判断し、急施工事として施行するものである。

なお、本工事にかかる業者選定については、今回の対応が、受変電所の屋根へのシート防水やポンプ場のトップライト跡の防水工事での閉塞、住宅の壁等への応急的な防水措置となるため、防水業の登録を有する業者から選定することとし、大阪市発注の契約において、防水工事の実績のある業者計 47 者に対し問い合わせを行ったところ、対応可能と回答のあった 18 者に見積依頼を行い、その内 11 者から回答を得た。見積を依頼する際に「10 月中旬着工・年内完成」を条件としていたため、同条件での履行が可能か再度確認をしたところ、3 者から「見積は提出したが、早期施工は困難」との旨の意見が示されたため、当該 3 者を無効とし、早期に対応が可能な業者 8 者のうち、最も見積額の低い上記業者を選定した。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5551）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場第1受変電所屋根補修その他緊急工事

2 契約の相手方

株式会社誠和ルーフ

3 随意契約理由

平成30年9月4日の午後に近畿地方へ上陸した台風21号による暴風(大阪市で最大瞬間風速47.2m/s)により柴島浄水場第1受変電所他の屋根材等が剥がれ、周辺道路に飛散している。

屋根材等が剥がれた状態のため、屋根本来の防水・耐風といった機能が低下していることから、内部への雨水の漏水や屋根材等がさらに剥がれて飛散する恐れがあるため、ビニルシート等で応急措置を施した。しかし、屋根材等が剥がれた状態で本来の性能が低下しており今後強風や突風を受けた場合に、ビニルシート等がめくれ屋根材等が剥がれて飛散し敷地周囲の歩行者や通行車輛、鉄道、隣接するスポーツ施設に被害を及ぼす恐れがある。また、屋根が破損した第1受変電所他は、場内プラント設備へ送電等しているため、万一建物内への漏水等により停電事故が発生した場合、ポンプの停止により浄水場の水処理ができなくなり、大阪市民のライフラインである水の安定供給について大きな影響を及ぼすこととなる。

加えて、総合管理棟の屋上庇裏ボード、最適先端処理施設の折板、第3取配水ポンプ場の屋根笠木、第2中オゾン接触池上屋の屋根軒先化粧板、第2取水ポンプ場の屋根棟包み、渡り廊下外部見上げ面ボード、活性炭倉庫の屋根折板、量水器事務所倉庫棟の屋根が破損し飛散しており、現在はビニルシート等で仮に覆っているが、内部には電気設備やポンプ他プラント設備等があり、漏水等があった場合に、先述と同様に水処理ができなくなり市民への影響が懸念されるため、早急かつ確実に、補修する対応が必要となっている。

今回の事案については、上記のとおり、市民等の安全確保及び水処理施設に影響を及ぼさないために、一刻も早く補修する必要があることから、「急施工事等の範囲及び契約事務取扱要綱(昭和39年9月28日局長決)」の「1(4)災害時における対応のため、緊急に発注する必要があるもの」に該当すると判断し、急施工事として施行するものである。

なお、本工事にかかる業者選定については、大阪市発注の契約において、屋根工事の入札参加実績のある業者と当該施設所在地である大阪市東淀川区及び隣接区の計29者を調査し問い合わせたところ、2者から見積の回答を得た。そのうち、最も見積もり額の低い上記業者を選定した。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部施設課(電話番号 06-6616-5551)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場下系現場事務所解体撤去緊急工事

2 契約の相手方

学研工業株式会社

3 随意契約理由

平成 30 年 9 月 4 日の午後に近畿地方へ上陸した台風 21 号による暴風(大阪市で最大瞬間風速 47.4m/s)により柴島浄水場下系現場事務所の屋根折板が下地共に大きく剥がれ、周辺に飛散し事務所として使用できない状況となっている。

屋根材が大きく剥がれた状態のため、屋根本来の防水・耐風といった機能が果たせておらず、内部に雨水が充満し床材についても劣化が進行しており、建物自体が倒崩壊する恐れがある。今後強風や突風を受けた場合に、屋根材だけでなく、壁材や床材等建物全体の部材が飛散し、敷地周囲の歩行者や通行車輛、鉄道に被害を及ぼす恐れがある。また、当該建物は浄水場の沈殿池に隣接しており、沈殿池には排泥設備があり、また、飛散状況によっては周辺の水処理設備にも損傷を与えることとなるほか、沈殿池には上部を覆う蓋等がないため、飛散物が池内に混入することになれば排泥設備等に損傷を与え、浄水処理ができなくなる恐れがある。また、飛散状況によっては周辺の水処理設備にも損傷を与えることとなり、大阪市民のライフラインである水の安定供給に大きな影響を及ぼすこととなる。

今回の事案については、上記のとおり、市民等の安全確保及び浄水処理施設に影響を及ぼさないために、一刻も早く建物を解体する必要があることから、「急施工事等の範囲及び契約事務取扱要綱(昭和 39 年 9 月 28 日局長決)」の「1(4) 災害時における対応のため、緊急に発注する必要があるもの」に該当すると判断し、急施工事として施行するものである。

なお、本工事にかかる業者選定については、今回の対応が、建物の解体撤去となるため、解体工事の登録を有する業者から選定することとし、大阪市発注の契約において、解体工事の実績のある業者 57 者に対し問い合わせを行ったところ、対応可能と回答のあった 17 者に見積もり依頼を行い 13 者から回答を得た。見積もりを依頼する際に「10 月 5 日見積もり提出期限・年内完成」を条件としていたため、同条件での履行が可能か再度確認したところ、2 者から「見積りは提出したが、管理者が不足しているため施工は困難」との旨の意見が示されたため、当該 2 者を無効とし、対応が可能な 11 者のうち、最も見積額の低い上記業者を選定した。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号

5 担当部署

水道局工務部施設課(電話番号 06-6616-5551)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場活性炭倉庫解体撤去緊急工事

2 契約の相手方

株式会社 昇和

3 随意契約理由

平成 30 年 9 月 4 日の午後に近畿地方へ上陸した台風 21 号による暴風(大阪市で最大瞬間風速 47.4m/s)により庭窪浄水場活性炭倉庫の屋根波形スレートが下地共に剥がれ、周辺に飛散し、木造の建物自体も大幅に傾斜し入口扉も開かないため早く解体しないと内部に保管している活性炭等が取り出せないため、倉庫として使用できない状況となっている。

屋根材が剥がれた状態のため、屋根本来の防水・耐風といった機能が果たせておらず、内部に雨水が充満し建物が劣化するとともに、倉庫内に保管中の水源水質事故等の際に使用する活性炭の品質が損なわれる恐れがある。建物自体も倒崩壊する恐れがある。今後強風や突風を受けた場合に、屋根材だけでなく、壁材や床材等建物全体の部材が飛散し、敷地周囲の歩行者や通行車輛、隣接する大日検車場に被害を及ぼす恐れがある。また、当該建物は浄水場の沈砂池に隣接しており、沈砂池出口側には除塵設備があり、沈砂池には上部を覆う蓋等がないため、飛散物が池内に混入すると浄水処理ができなくなる恐れがある。また、飛散状況によっては周辺の水処理設備にも損傷を与えることとなり、大阪市民のライフラインである水の安定供給に大きな影響を及ぼすこととなる。

今回の事案については、上記のとおり、市民等の安全確保及び浄水処理施設に影響を及ぼさないために、一刻も早く建物を解体する必要があることから、「急施工事等の範囲及び契約事務取扱要綱(昭和 39 年 9 月 28 日局長決)」の「1(4) 災害時における対応のため、緊急に発注する必要があるもの」に該当すると判断し、急施工事として施行するものである。

なお、本工事にかかる業者選定については、今回の対応が、建物の解体撤去となるため、解体工事の登録を有する業者から選定することとし、大阪市発注の契約において、解体工事の実績のある業者 57 者に対し問い合わせを行ったところ、対応可能と回答のあった 17 者に見積もり依頼を行い 14 者から回答を得た。見積もりを依頼する際に「10 月 5 日見積もり提出期限・年内完成」を条件としていたため、同条件での履行が可能か再度確認したところ 14 者とも有効とし、最も見積額の低い上記業者を選定した。上記業者が最も適切と考えている。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号